



第2章

地球環境、大気環境、水環境、 土壌環境、地盤環境の保全

第1節 地球環境の保全のための施策

1 オゾン層保護対策

オゾン層保護法に基づき、**オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書**（以下「**モントリオール議定書**」という。）に定められた**HCFC**等の**オゾン層破壊物質**の生産規制等を着実に実施するとともに、その排出抑制、使用合理化の一層の促進に努めます。また、オゾン量、オゾン層破壊物質及び有害紫外線の観測・監視等を実施します。

開発途上国におけるオゾン層保護対策を支援するため、議定書に基づく多数国間基金を利用したオゾン層破壊物質から代替物質への転換支援や日本の代替技術を紹介するワークショップの開催、**JICA**を通じた研

修員の受入れや専門家の派遣等を引き続き推進するなど、開発途上国への技術協力を行います。さらに、オゾン層保護担当官ネットワーク会合等を活用し、開発途上国におけるモントリオール議定書遵守対策の加速化、フロン類の回収・再利用・破壊に係る体制整備の促進を図ります。

改正**フロン回収・破壊法**施行の一層の徹底のため、引き続きフロン回収・破壊法の周知や運用上の課題等の整理を行うとともに、都道府県による法施行強化等を推進します。

2 酸性雨・黄砂に係る対策

(1) 酸性雨対策

東アジア酸性雨モニタリングネットワーク (EANET)の活動に対し、資金の拠出や技術的な助言を行う等、引き続き積極的に支援します。また、参加国がEANETへ拠出金を提供する基盤を明確にする文書の採択に向けた取組を進めるとともに、EANETの今後の発展・拡大に向けた議論に積極的に参画・支援します。

国内においても、**酸性雨**による影響の早期把握、酸性雨原因物質や**光化学オキシダント**等大気汚染物質の長距離輸送の実態を長期的に把握し、それらによる被害を未然に防止する観点から、「越境大気汚染・酸性雨長期モニタリング計画」に基づき、酸性雨測定所等における大気モニタリング、湖沼等を対象とした陸水

モニタリング、土壌・植生モニタリングを着実に実施します。

(2) 黄砂対策

日本、中国及び韓国の三カ国黄砂局長会合や共同研究等を通じて、国際的な黄砂モニタリングネットワークや早期警報システムの構築に向けた技術的な貢献を行う等、関係各国と密接に連携・協力しながら黄砂対策に取り組みます。

国内においては、黄砂や黄砂とともに輸送される大気汚染物質のわが国への飛来実態を把握するための調査を実施するとともに、黄砂観測装置（**ライダー装置**）によるモニタリング及び情報提供を行います。

3 海洋環境の保全

(1) 海洋汚染等の防止に関する国際的枠組みと取組

ロンドン条約 1996年議定書の締結に伴い改正され

た**海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律**（昭和45年法律第136号。以下「**海洋汚染防止法**」という。）に基づき廃棄物の海洋投入処分に係る許可制度の適切な運用を引き続き行います。また、二酸化炭素の海底



下への貯留に係る許可制度の適切な運用を図るべく、海洋に関する**環境影響評価**やモニタリング等の海洋環境の保全上適正な管理手法の高度化に関する開発を行っており、平成22年度中にその結果を取りまとめます。

平成16年に採択されたバラスト水管理条約の早期発効に向けた環境整備を推進します。

油、危険物質及び有害物質による汚染事故に対応するため、**OPRC条約**及びOPRC-HNS議定書といった国際条約並びに国家的な緊急時計画に基づき、汚染事故に対する準備・対応体制の整備を進めるとともに、国際的な連携の強化、技術協力の推進等にも取り組みます。また、環境保全の観点から汚染事故に的確に対応するため、汚染事故により環境上著しい影響を受けやすい海岸等に関する情報を盛り込んだ図面（脆弱沿岸海域図）の更新のための情報収集等を行うとともに油等汚染事故への準備・対応に関する国際的な連携の強化、技術協力の推進等の国際協力に関する業務を推進します。**NOWPAP**の活動への積極的な参加や支援を通じて、北西太平洋海域における、海洋環境に係るデータの集積及び海洋汚染の原因等の科学的解明への貢献、国際協力体制の構築等の推進を図ります。具体的には、22年度においては、21年度に開発された**NOWPAP 富栄養化状況評価手順書**を用いて、各国が共通の手法で各国海域の富栄養化状況の評価を行うとともに、生物多様性に着目した海洋評価手法の検討に着手します。

(2) 排出油等防除体制の整備

環境保全の観点から油等汚染事件発生に的確に対応するため、OPRC条約、OPRC-HNS議定書及び国家的な緊急時計画に基づき、関係地方公共団体、民間団体等に対する研修・訓練の実施、傷病鳥獣の適切な救護体制の整備、脆弱沿岸海域図の情報の更新等を推進します。大規模石油災害時に油濁災害対策用資機材の貸出しを行っている石油連盟に対して、当該資機材整備等のための補助を引き続き行います。また、油防除・油回収資機材の整備を推進するとともに、油汚染防除指導者養成のための講習会を実施する民間団体に対して補助を行うとともに、流出油が海洋生態系に及ぼす長期的影響調査を実施します。

また、沿岸域における情報整備として「沿岸海域環境保全情報」の整備を引き続き行い、情報の充実を図

ります。

(3) 監視等の体制の整備

海洋環境保全に関しては、日本周辺海域の海洋環境の現状を把握するとともに、国連海洋法条約の趣旨を踏まえ、領海、排他的経済水域における生態系の保全を含めた海洋環境の状況の評価・監視のための総合的・系統的な海洋環境モニタリングを行います。

また、東京湾・伊勢湾・大阪湾における海域環境の観測システムを強化するため、各湾でモニタリングポスト（自動連続観測装置）により、水質の連続観測を行います。

(4) 漂流・漂着ゴミ対策

美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（平成21年法律第82号）に基づき海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進し、新たに設置された海岸漂着物対策推進会議等を通じて、関係省庁と連携を図りながら、海岸漂着物対策の一層の推進に努めます。また、都道府県が設置する地域グリーンニューディール基金による、都道府県又は市町村が海岸管理者等として実施する海岸漂着物等の回収・処理に関する事業や、都道府県や市町村による海岸漂着物等の発生抑制対策に関する事業等の推進を図ります。さらに、漂流・漂着ゴミの被害が著しいモデル地域における回収・処理方法及び対策のあり方の整理、漂着ゴミの全国的な分布状況や経年変化等を把握するためのモニタリング、代表的な地域における主要漂着ゴミを対象に発生実態や流出状況等を追跡した原因究明調査、わが国から流出するゴミの状況把握調査など引き続き漂流・漂着ゴミの実態把握及び対策の検討を進めます。

漂流ゴミについては、船舶航行の安全を確保し、海域環境の保全を図るため、東京湾、伊勢湾、瀬戸内海及び有明・八代海の閉鎖性海域において、海面に漂流する流木等のゴミの回収や船舶等から流出する油の防除等を行います。

外国由来の漂流・漂着ゴミ問題へ対応を強化するため、二国間又はNOWPAP等の多国間の枠組みを通じて、発生源の究明のための相互の情報交換や政策対話等の協力を推進します。

4 森林環境の保全と持続可能な経営の推進

森林原則声明、**アジェンダ21**及び気候変動問題における森林の重要性などを踏まえ、世界の森林の保全と持続可能な経営の推進を目指し、①**国連森林フォーラム (UNFF)**における国際的な検討に積極的に参加し、

「すべてのタイプの森林に関する法的拘束力を有さない文書 (NLBI)」及び多年度作業計画 (MYPOW) の着実な実施を目指すとともに、②**アジア森林パートナーシップ (AFP)**、森林法の施行及びガバナンス (FLEG)

の関係会合等を通じた地域的取組の推進、③**国際熱帯木材機関 (ITTO)**、**国連食糧農業機関 (FAO)** 等の国際機関を通じた協力の推進、④**国際協力機構 (JICA)**、世界銀行の「森林炭素パートナーシップファシリティ (FCPF)」等を通じた二国間・多国間の技術・資金協力の推進、⑤熱帯林の保全等に関する調査・研究の推進、⑥民間団体の活動の支援による国際協力の推進等に努めます。

に努めます。

特に、**国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律**（以下「**グリーン購入法**」という。）に基づく、合法性が証明された木材・木材製品を調達の対象とする方針が、政府機関に限らず、民間調達においても普及されるよう、事業者、木材製品などの最終消費者及び一般国民に対して働きかけを行います。

5 砂漠化への対処

砂漠化対処条約 (UNCCD) に関する国際的動向を踏まえつつ、アジア地域を中心として、同条約に基づく取組を推進します。具体的には、同条約への科学技術面からの貢献を念頭に、砂漠化対処のための技術の

活用に関する調査などを進めます。また、二国間協力や、民間団体の活動支援等による国際協力の推進に努めます。

6 南極地域の環境の保護

南極地域の環境保護の促進を図るため、観測、観光、冒険旅行、取材等に対する確認制度等を運用し、南極地域の環境保護に関する普及啓発を行うなど、「**環境保護に関する南極条約議定書**（以下「**議定書**」という。）」及びその国内担保法である**南極地域の環境の保護に関**

する法律の適正な施行を推進します。また、平成17年6月の南極条約協議国会議で採択された環境上の緊急事態に対する責任について定めた議定書附属書について、引き続き対応を検討します。

第2節 大気環境の保全対策

1 微小粒子状物質 (PM_{2.5}) 対策

平成21年9月9日に**環境基準**が設定された**PM_{2.5}**については、中央環境審議会答申に示された課題を踏まえ、監視体制の整備を促進するとともに、排出インベントリの作成、大気中の挙動や二次生成機構の解明等、科学的知見の集積を図り、より効果的な対策について検討を行います。また、わが国における**PM_{2.5}**の

健康影響に関するさらなる知見の充実を図っていきます。

さらに、粒径がおおむね50nm以下の極微小粒子（環境ナノ粒子）についても、引き続き諸外国の知見の収集、動物実験、性状把握等の調査を実施し、リスク評価を行います。

2 光化学オキシダント対策

「**大気汚染物質広域監視システム**（愛称：**そらまめ君**）」により、リアルタイムで収集したデータを活用し、**光化学オキシダント**による被害の未然防止に努めます。

光化学オキシダントの原因物質である**揮発性有機化**

合物、**窒素酸化物**等については、固定発生源からの排出規制を引き続き実施していくとともに、調査研究やモニタリング、国内における削減対策及び日中韓三カ国環境大臣の合意に基づく研究協力など、国際的な取組等について推進していきます。



3 大都市圏等への負荷の集積による問題への対策

(1) 固定発生源対策

窒素酸化物対策については、総量規制を行っている東京都特別区等、横浜市等及び大阪市等の地域について、引き続き総量規制の徹底を図ります。

また、大防法対象外の群小発生源からの排出抑制のため、低NO_x小規模燃焼機器の普及を推進します。

浮遊粒子状物質については、原因物質の排出実態の把握、硫黄酸化物、窒素酸化物、**揮発性有機化合物**等のガス状物質による二次粒子の生成等の発生機構の解明に努めるとともに、これらを踏まえ、**環境基準**の達成に向けた総合的対策の確立を図ります。

(2) 移動発生源対策

ア 自動車排出ガス対策

(ア) 自動車単体対策と燃料対策

自動車単体の排出ガス対策については、中央環境審議会の第八次答申に示された「挑戦目標」について引き続き検討を進め、併せて国際的な基準の動向を考慮した重量車の排出ガス試験モードの見直しについても検討を行います。ディーゼル自動車から排出される粒子状物質（PM）については、その粒子数や組成等を測定し、大気中に排出された後の粒子の特性の実態について引き続き調査を行います。また、使用過程車のNO_x及びPMの排出実態調査を行い、必要に応じ使用過程車の排出ガスの水準について検討します。

温室効果ガスの削減に資するため、E10（エタノール10%混合ガソリン）対応自動車市場に導入される環境を整えることを目的とし、大防法の観点からE10対応自動車の排出ガス基準及び排出ガス基準と密接に関係するE10燃料規格について検討を行います。

また、排出ガス基準に適合する特定特殊自動車への買換えが円滑に進むよう、政府系金融機関による低利

融資を引き続き講じます。

(イ) 大都市地域における自動車排出ガス対策

大都市地域における二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る大気環境の改善に向け、自動車NO_x・PM法に基づく車種規制、事業者による排出抑制のための措置、局地汚染対策及び流入車対策等の施策を円滑かつ着実に推進します。同法に基づく排出基準適合車への代替促進については、低公害車の普及促進と併せ、政府系金融機関による低利融資等を講じます。

(ウ) 低公害車の普及促進

地方公共団体や民間事業者等が電気自動車等の低公害車を導入する際の補助、排出ガス性能や燃費性能のすぐれた環境負荷の小さい自動車に係る**自動車税のグリーン化**、自動車重量税・自動車取得税について時限的に免除・軽減する措置等及び政府系金融機関による低利融資等を通じて、低公害車のさらなる普及促進を図ります。低炭素社会の実現等環境政策やエネルギー政策の方向性を踏まえ、政策目標を含め政策体系を再構築します。

(エ) 交通流対策

交通流の分散・円滑化施策としては、**道路交通情報通信システム（VICS）**の情報提供エリアのさらなる拡大及び道路交通情報提供の内容・精度の改善・充実、信号機の高度化を行います。また、違法駐車取締り強化を始め、ハード・ソフト一体となった駐車対策を推進します。さらに、公共交通機関の利用を促進するため、**公共車両優先システム（PTPS）**の整備を推進します。

イ 普及啓発施策等

平成22年度も引き続き、6月の「エコカーワールド（低公害車フェア）」や12月の「大気汚染防止推進月間」におけるマイカーの使用抑制等や適切な自動車の使用等の呼び掛けを行います。また、11月の「エコドライブ推進月間」を中心に、「エコドライブ10のすすめ」の普及啓発を実施します。

4 多様な有害物質による健康影響の防止

(1) 有害大気汚染物質対策

地方公共団体との連携の下に**有害大気汚染物質**による大気汚染の状況を把握するための調査を行うとともに、有害大気汚染物質の人の健康に及ぼす影響に関する科学的知見の充実に努めます。

また、ほかの化学物質関連施策との整合性を図りつつ、有害大気汚染物質対策の必要な見直しに努めます。

(2) 石綿対策

石綿（アスベスト）による大気汚染を未然に防止する観点から、大防法に基づき、吹付け石綿等が使用されている建築物等の解体等に伴う石綿の飛散防止対策の徹底を図ります。

また、より信頼性の高い測定結果を得るために、環境モニタリング手法について検討を行います。

5 地域の生活環境に係る問題への対策

(1) 騒音・振動対策

ア 騒音に係る監視体制の強化等

地方公共団体と連携しながら、騒音に係る監視体制を充実させます。また、騒音及び振動に関するより適切な評価や規制のあり方についての検討、低周波音に関する実態把握及び知見の収集を行います。

イ 工場・事業場及び建設作業騒音・振動対策

低騒音社会を目指し、低騒音型の機械・機器の普及を目指した制度について検討していきます。さらに、振動については、最新の知見を踏まえ作成した振動測定マニュアルを用いて人が生活の場でばく露されている振動の状況を把握していきます。

ウ 自動車交通騒音・振動対策

自動車単体から発生する騒音の低減対策について、平成20年12月18日の中央環境審議会中間答申「今後の自動車単体騒音低減対策のあり方について」を受けて、自動車の走行実態及び騒音の実態、タイヤ単体から発生する騒音の実態を調査し、その結果及び国際的な基準の動向を踏まえ、自動車騒音の大きさの許容限度及び試験方法の見直しについて引き続き検討を行います。

エ 航空機騒音対策

低騒音型機の導入、騒音軽減運航方式の実施等を促進します。また、住宅防音工事、移転補償事業、緩衝緑地帯の整備等の空港周辺環境対策事業を推進します。

自衛隊等の使用する飛行場周辺の航空機騒音に係る**環境基準**の早期達成に向けて、消音装置の設置・使用、飛行方法への配慮等の音源対策、運航対策に努めるとともに、**防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律**等に基づき、周辺対策を推進します。

オ 鉄道騒音・振動対策

新幹線鉄道の騒音・振動については、発生源対策及び低減技術開発等を計画的に実施し、**環境基準**等の達成に向けて対策を推進するため、75デシベル以下とすることが必要な区間について、住宅の立地条件、鉄道事業者の取組状況等を勘案しつつ、引き続き音源対

策が計画的に推進されるように関係機関に要請していきます。また、新幹線鉄道騒音防止の観点から沿線土地利用の適正化を図ります。

在来鉄道の騒音・振動問題については、関係機関と連携し適切に対処します。新線又は大規模改良の計画に際しては、「在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針」に基づき騒音問題の発生を未然に防止するための対策を実施するよう鉄道事業者に要請していきます。

カ 近隣騒音対策（良好な音環境の保全）

各人のマナーやモラルを向上させ、近隣騒音対策を推進するため、「近隣騒音防止ポスターデザイン」を一般公募し、引き続き普及啓発活動を行います。

キ 低周波音対策

風力発電施設等からの低周波音について調査・研究を行い、低周波音の人への影響評価について検討します。また、地方公共団体職員を対象として、低周波音問題に対応するための知識・技術の習得を目的とした低周波音測定評価方法講習を引き続き行います。

(2) 悪臭対策

悪臭防止法（昭和46年法律第91号）の事務を担当する地方公共団体職員を対象に、臭気指数規制の周知を図るための講習会、嗅覚測定法の信頼性の確保を目的とした嗅覚測定法技術研修等を引き続き実施します。臭気指数規制の円滑な導入、運用に必要な取組も併せて実施します。

また、国内での現場対応に加え、アジア諸国での悪臭対策にも資するための簡単な現場対応型の嗅覚測定・評価手法の開発を行います。

(3) ヒートアイランド対策

ヒートアイランド対策大綱に基づき、人工排熱の低減、地表面被覆の改善、都市形態の改善、ライフスタイルの改善の4つを柱とするヒートアイランド対策の推進を引き続き図ります。

具体的には、**ヒートアイランド現象**に関する調査・観測や、熱中症の予防情報の提供とWBGT（暑さ指数：湿球黒球温度）のモニタリング、地下水・地中熱の利用等環境技術を活用したヒートアイランド対策の検証等クールシティ実現に向けての調査・検討を引き続き実施します。



(4) 光害（ひかりがい）対策等

光害対策ガイドライン、地域照明環境計画策定マニュアル及び光害防止制度に係るガイドブック等を活用し

て、地方公共団体における良好な照明環境の実現を図る取組を支援します。また、「全国星空継続観察」（スターウォッチング・ネットワーク）を引き続き実施します。

6 大気環境の監視・観測体制の整備

国設大気環境測定所、国設自動車交通環境測定所（及び国設酸性雨測定所）を引き続き運営していきます。また、「大気汚染物質広域監視システム（愛称：そらまめ君）」等により全国の大気汚染常時監視データをリアルタイムで収集し、監視体制の充実を図ります。環境放射線等モニタリング調査については、離島等（全国10か所）において引き続き大気中の放射線等のモニタリングを実施します。

また、**有害大気汚染物質**について、測定方法の開発を体系的かつ計画的に進めます。

さらに、**揮発性有機化合物**に関して、現在の状況と今後の排出抑制効果を把握するため、全国において環境濃度の継続的なモニタリングを行います。自動車騒音の常時監視を適切かつ円滑に行い、全国の自動車交通騒音状況を把握し、広く情報提供します。

第3節 水環境の保全対策

1 環境基準の設定等

水質汚濁に係る環境基準のうち、**健康項目**については、基準項目以外の項目の水環境中での存在状況や有害性情報等の知見の収集・集積を引き続き実施します。**生活環境項目**については、国が類型指定する水域に対する類型指定及び見直しに向けた検討を進めるとも

に、**BOD、COD**等の基準の今後のあり方に関して基礎的な調査を推進します。特に基準化を推し進めていく必要がある底層**DO**等の長期間連続測定を行い、基準化に向けた検討を行います。

2 水利用の各段階における負荷の低減

(1) 汚濁負荷の発生形態に応じた負荷の低減

工場・事業場については適切な排水規制を行い、排水規制の対象となっていない業種について規制の必要性の検討を進めます。また、現在一部の業種において平成22年6月30日までの期限で暫定排水基準が設定されているほう素・ふっ素・硝酸性窒素等について、平成22年7月以降の排水基準値の見直しを行います。さらに、水質**環境基準**の追加・見直しを踏まえ、1,4-ジオキサンの排水基準等の検討を実施します。

浄化槽については、地球温暖化対策の促進などの観点から、新たに省エネルギータイプの浄化槽を整備する市町村に対する低炭素社会対応型浄化槽整備推進事業（助成率2分の1）の実施など、浄化槽整備に対する支援の一層の充実を図ります。また、単独浄化槽の合併処理浄化槽への転換についても、撤去費支援の条件緩和を図るなどさらなる転換の推進を図ります。

生活排水対策については処理施設の整備がまだ十分でないため、水質の汚濁の防止を図るため污水处理施設の整備を進めるに当たり、近年の人口減少傾向も踏まえた経済性や水質保全上の重要性などの地域特性を踏まえ、都道府県ごとの污水处理に係る総合的な整備計画である「都道府県構想」の見直しを推進し、浄化槽、下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、コミュニティ・プラントなど各種生活排水処理施設の効率的かつ適正な整備を図ります。

下水道整備については、全人口の約7割の污水处理を担っていますが、市街化区域にも下水道未普及地域が残されており、快適で衛生的な生活環境の享受という公平性が確保されておらず、また、広域的な水質保全の面からも課題となっています。そのため、未普及地域のうち、人口が集中している地域や水道水源水域等水質保全上重要な地域において重点的に整備を推進するとともに、その他の地域においては、ほかの污水处理施設と連携強化を図るとともに地域の実状に応じた低コストの整備手法の導入により、機動的な整備を行います。また、流域全体で効率的に高度処理を推進する高度処理共同負担事業の活用等により、引き続き

下水道における高度処理を推進するとともに、計画的な**合流式下水道**の改善を推進します。

農業集落排水事業については、高度処理方式のより適切な運転手法の検討などにより、高度処理技術の一層の開発・普及を推進します。

非特定汚染源による水質汚濁の実態を把握し、その汚濁負荷の削減対策手法に関する調査を実施します。また、湖沼の窒素・りん比率の変動による水生生態系への影響や利水障害を未然に防止するために、窒素・りんの管理手法の確立に向けた検討を行います。さらに、湖沼の汚濁機構解明のための調査・検討を行い、汚濁機構等を踏まえた水質保全施策の検討を行います。

また、雨天時に宅地や道路等の市街地から公共用水域に流入する汚濁負荷を削減するための対策を引き続き推進します。

(2) 水環境の安全性の確保

有害物質に係る排水規制や地下浸透規制等を的確に

実施するとともに、適正な廃棄物処理の推進を図ります。特に、事故等における迅速な対応を図るための制度の検討を行います。また、水生生物の保全の観点から設定された環境基準の達成及びその維持に必要な環境管理施策についても、引き続き検討を進めます。

水環境中へ排出される有害物質の種類は今後ますます増えていくことが予想され、それらの影響を未然かつ迅速に防止するため、水環境中に含まれる多様な化学物質の総合的な毒性を評価する手法について調査・検討を行います。

地下水に関しては、引き続き、汚染の未然防止に向けた地下水保全施策のあり方について検討を行います。さらに、硝酸性窒素による地下水汚染についても、総合的な対策手法について検討します。

農薬については**農薬取締法**に基づき、水質汚濁に係る**農薬登録保留基準**と水産動植物の被害防止に係る**農薬登録保留基準**について引き続き個別農薬ごとの基準値を設定していきます。

3 閉鎖性水域における水環境の保全

閉鎖性水域における水環境の保全を図るため、水濁法等に基づく排水規制、下水道や浄化槽の整備等の各種施策を総合的に実施します。また、**富栄養化**しやすい湖沼及び閉鎖性海域を対象として、水濁法等に基づき、窒素・りんの排水規制を行うとともに、富栄養化等の水質状況の把握を行います。

湖沼については、**湖沼水質保全特別措置法**に基づく**湖沼水質保全計画**の策定されている琵琶湖や霞ヶ浦等11湖沼について、同計画に基づき、各種規制措置のほか、下水道及び浄化槽の整備その他の事業を総合的・計画的に推進します。

東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海においては、化学的酸素要求量(COD)、窒素及びりんを対象とした水質総量削減対策を引き続き実施するとともに、次期総量削減における規制基準の制定に向けた検討を行います。瀬戸内海については、**瀬戸内海環境保全特別措置法**及び「瀬戸内海環境保全基本計画」等に基づき、水質や自然景観の保全等の諸施策を引き続き推進します。有明海及び八代海については、**有明海及び八代海を再生**

するための特別措置に関する法律に基づき、また、平成18年12月の有明海・八代海総合調査評価委員会報告の提言を踏まえつつ、**貧酸素水塊**発生対策、底質改善、生態系の回復、その他の当該海域の環境の保全及び改善のための施策、水産資源の回復等による漁業の振興のための施策等を引き続き推進します。このほか、また、多様な魚介類等が生息し、人々がその恩恵を将来にわたり享受できる自然の恵み豊かな豊穡の里海の創生を推進します。さらに、海域の状況に応じた陸域・海域が一体となった栄養塩類の円滑な循環を達成するための効率的かつ効果的な管理方策を明らかにし、地域が一体となった、生物多様性に富み豊かで健全な海域の構築に向けた取組を推進します。

また、都市再生プロジェクト(第3次決定)「海の再生」の実現に向けて、東京湾、大阪湾、伊勢湾及び広島湾それぞれの再生行動計画に基づき、関係機関の連携の下、陸域からの汚濁負荷の削減、海域における環境改善、環境モニタリング等の各種施策を推進していきます。

4 環境保全上健全な水循環の確保

(1) 水環境に親しむ基盤づくり

住民が水辺環境に関心をもち、生活の中で水と人との関係を考えていくことができる基盤づくりや、自発的に環境保全活動に参加できる環境づくりを行います。また、住民が水辺環境に関心をもち、生活の中で水と

人との関係を考えていくことができる基盤づくりや、自発的に環境保全活動に参加できる環境づくりの施策を展開します。特に、多くの人が訪れ、地域のシンボル及び憩いの場である都市域の水環境の再生や身近な水辺空間の再生・創造により、住民による自発的な水環境保全活動を支援します。



地域住民の参加を得て、全国の河川において水生生物による簡易水質調査を推進するとともに、市民団体と協働して、身近な水環境の一斉調査を実施します。さらに、河川水質を、①人と河川の豊かなふれあいの確保、②豊かな生態系の確保、③利用しやすい水質の確保等の視点で総合的に分かりやすく評価する新しい指標に基づき、全国で一般市民の参加を得て、調査を実施します。

また、雨水渠等の下水道施設や下水処理水を活用したせせらぎ水路等の水辺空間の再生・創出を推進します。

(2) 環境保全上健全な水循環の確保

水質汚濁に係る環境基準の項目、基準値、水域類型の指定及び見直しに関し、必要な調査検討を行います。さらに、水環境保全施策が的確に機能していくよう、最新の知見を踏まえ、水環境の目標や効果的な監視手法等について検討を行います。また、流域別下水道整備総合計画等水質保全に資する計画を策定し、効果的な汚濁負荷削減施策を推進します。

また、水質面のみならず、水量、水生生物、水辺地を含めた総合的な取組を進めるため、引き続き水循環に関する調査や施策の推進方策等についての検討を行います。特に農業集落排水施設等の生活排水処理施設整備事業を重点的に実施します。環境保全上健全な水

循環の確保については、流域単位での水循環計画策定に向けた取組を推進・支援します。また、地域の湧水を保全・復活させるため、地域特性に応じた具体的・効果的な取組について検討を行います。

「健全な水循環系構築に関する関係省庁連絡会議」では、健全な水循環系の構築に向けた施策の推進のため、引き続き情報や意見の交換及び施策相互の連携や協力の推進を図ります。また、地域の地下水管理や保全計画の支援のための「地下水管理手法」の検討や新たな社会的ニーズに対応した「環境用水の確保方策」の検討なども引き続き行います。

河川、湖沼における自然浄化機能の維持・回復のため、水質、水生生物等の生息環境、水辺地植生等の保全、水量の確保、都市域における水循環再生構想の策定を行います。また、下水処理水等の効果的な利用や雨水貯留浸透の推進、森林の適切な管理・保全や、自然海岸、**干潟、藻場**、浅海域の適正な保全や人工干潟・海浜の整備の推進等を通じ、環境保全上健全な水循環の維持・回復を推進します。

琵琶湖・淀川流域圏の再生計画に基づき、特定非営利活動法人等の活動団体で構成する「琵琶湖・淀川流域圏連携交流会」と関係行政機関で構成する「琵琶湖・淀川流域圏再生推進協議会」とが連携し、琵琶湖・淀川の生態系の保全・再生や健全な水循環系の構築等、流域全体での一体的な取組を引き続き推進します。

5 水環境の効率的・効果的な監視等の推進

全国の一級河川の主要な地点について水質監視を行います。また、公共用水域の水質及び地下水質の適正

な監視が行われるよう、地方公共団体に対し技術的な助言等を行います。

第4節 土壌環境の保全対策

1 市街地等の土壌汚染対策

平成21年4月に改正した**土壌汚染対策法**を適切かつ円滑に施行するため、土壌汚染の調査を実施する機関における技術管理者向けの試験を実施するとともに、調査や対策を実施する事業者向けガイドラインの見直し等を実施します。

また、前年度に引き続き、低コスト・低負荷型の調査・対策技術の普及を促進するための調査、土壌汚染

に係るリスクコミュニケーションを推進するための調査等を行います。さらに、土壌汚染対策基金等を通じて土壌汚染対策を行う者への財政的な支援を進めます。

(**ダイオキシン類**による土壌汚染対策については、第4章参照。)

2 農用地の土壌汚染対策

農用地の土壌の汚染防止等に関する法律に基づき、特定有害物質及びその他の物質に関する知見の充実に努めるとともに、カドミウムのリスク管理に係る国内外の情勢変化を踏まえ、農用地土壌汚染対策地域の指定

が的確に行われるよう、指定要件等について検討します。また、公害防除特別土地改良事業等による客土等の土壌汚染の除去の取組を進めます。

第5節 地盤環境の保全対策

工業用水法及び建築物用地下水の採取の規制に関する法律に基づく地下水採取規制の適切な運用を図るとともに、工業用水法に基づく規制地域等における工業用水道整備事業等による代替水源の確保及び供給について、国庫補助を行います。特に、地盤沈下防止等対策要綱の対象地域である濃尾平野、筑後・佐賀平野及び関東平野北部の3地域については引き続き地域の実情に応じた総合的な対策を推進します。また、地盤が沈下している地域における被害を復旧す

るとともに、洪水、高潮等による災害に対処するため、河川改修、内水排除施設整備、海岸保全施設整備及び土地改良等の事業を実施します。

さらに、雨水浸透ますの設置等の事業を国庫補助事業として実施します。

環境保全上健全な水循環の確保に向けた取組として、地下水の総合的な保全対策の検討及び地下水の総合的管理方策についての検討を行います。



